

庁議（令和5年10月24日）結果について

- 1 開催日 令和5年10月24日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、福祉部長、健康・子ども部長、企画政策課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）民間活力の活用に係る取組方針（2024－2029）について

概要	<p>今後の更なる人口減少や高齢化の進行にあっても、多様化する市民ニーズに応じた行政サービスの維持・向上を図っていくためには、民間活力の活用を推進し、経費の削減や業務の効率化を進める必要がある。</p> <p>これまで、平成30年3月に「民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について」（以下「現行方針」という。）を策定し、平成30年度から令和5年度までの期間における、民間活力の活用のスケジュール等を示し、民間活力の活用を推進してきた。</p> <p>「民間活力の活用に係る取組方針（2024－2029）」は、「現行方針」の計画期間が令和5年度までであり、令和6年度以降の民間活力活用の考え方や活用する業務、活用のスケジュール等を示す必要があることから、策定するものである。</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正の要旨 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）に伴う条例の一部改正をするもの。2 施行期日 令和6年1月1日
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

（1）ひらつか男女共同参画プラン2024（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>本市では、平成29年に「ひらつか男女共同参画プラン2017」を策定し、男女がともに活躍できる社会を実現するため、市民、事業所、地域、団体と市が力を合わせて様々な施策に取り組んできた。</p> <p>プランの策定から7年が経過し、社会情勢にも様々な変化が生じており、現行プランの進捗状況や令和4年に実施した市民意識調査の結</p>
----	---

	<p>果等を踏まえ、これまでの取組をさらに推進していくため、「ひらつか男女共同参画プラン2024（素案）」をまとめた。</p> <p>については、次のとおりパブリックコメント手続を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和5年11月17日（金）～令和5年12月18日（月） 2 周知方法 広報ひらつか（11月第3金曜日号）、市ウェブ、SNS 3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター及び市ホームページ 4 意見の提出方法 持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表、回答する
--	--

(2) 第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>本市の地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、地域における福祉活動を推進するための方向性と具体的な取組を示す計画として「第2期平塚市地域福祉リーディングプラン」の策定作業を進めている。</p> <p>地域福祉計画、地域福祉活動計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画及び生活困窮者自立支援計画の5計画を一体策定した現行計画（第1期）をさらに一歩進め、第2期リーディングプランでは、基本理念、基本目標及び施策を共有することとしたほか、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含して策定する。</p> <p>この度、計画の素案がまとまったので、市民意見を募集する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和5年11月17日（金）～令和5年12月18日（月） 2 周知方法 広報ひらつか（11月第3金曜日号）、市ウェブ、SNS 3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各福祉会館、子育て支援センター、保健センター、青少年会館、教育会館、各町内福祉村、各高齢者よろず相談センター 4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表、回答する。
----	---

以 上